

# マイナポイントの受け取りは9月末までです

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎096-248-1813

マイナンバーカードを令和5年2月末までに申請した人で、マイナポイントの受け取り手続きがまだの人は期限内に申請してください。

マイナポイント第2弾	もらえるポイント(合計20,000円相当)	対象	ポイントの申請期限
カード新規取得者など(マイナポイント未申込者を含む)	最大5,000円相当のポイント ※チャージまたは決済金額の25%	マイナンバーカードの発行申請を2月末までにしない、マイナンバーカードが手元にある人	9月末 ※一部の決済サービスは、申請期限・チャージ期限が異なりますのでご注意ください
健康保険証利用申し込み	7,500円相当のポイント		
公金受取口座登録	7,500円相当のポイント		

## ▶受け取り手続きの方法

- ①スマートフォンにマイナポイントアプリ・マイナポータルアプリをダウンロードして、アプリから申し込む。
- ②市役所1階の支援窓口で申し込む。(平日のみ 午前9時～午後4時30分受け付け)
- ③手続きスポット(携帯ショップ、郵便局、コンビニATMなど)で申し込む。

## ▶手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカード(有効期限内のもの)
  - ・数字4桁の暗証番号(利用者証明用・券面事項入力補助用)
  - ・マイナンバーカードと同じ名義の銀行口座が確認できるもの(通帳、キャッシュカードなど)
  - ・対象となるキャッシュレスサービス(電子マネー、アプリ、クレジットカードなど)
- ※選択するサービスによっては、アカウント情報や事前登録が必要です。不明な場合は事前にお尋ねください



▲マイナポータル ▲マイナポイント事業

## ●マイナンバーカード全般についての問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎0120-95-0178

# LPガス(プロパンガス)価格高騰対策として LPガスを使用している人へ支援金を給付します

●問い合わせ先 財政課 ☎096-248-1667



市および県では、LPガス(プロパンガス)の価格高騰の影響を受けている生活者への支援を行なうため、市内でLPガスを使用している人に対して支援金を給付します。専用サイトからスマートフォンやパソコンでのオンライン申請も可能です。詳しくは、LPガス販売事業者から配布される申請案内をご覧ください。申請案内が届かない場合は、下記の申請および問い合わせ先へご連絡ください。

給付対象	LPガス販売事業者との供給契約を結び志市内でLPガスを使用している人 ※生活のために使用している人が給付対象です。法人名や屋号で供給契約を締結している場合は事業用とみなされ給付対象となりません ※ガスメーターを設置して使用している場合が給付対象です。屋台やキッチンカーなどで一時的に使用する質量販売は給付対象となりません ※長期間使用量がゼロの場合は給付対象とならないことがあります
給付額	一律 6,000円
申請受付期間	令和5年9月4日(月)～12月8日(金)
申請・問い合わせ先(9月4日～開設)	県LPガス支援金事務センター ☎096-300-0734 (受付時間 午前9時～午後5時)※土日・祝日を除く



▲専用サイト

# マイナンバーカードの受け取りはお早めに

●問い合わせ先 市民課市民窓口班 ☎096-248-1113

9月はマイナンバーカードの受け取り窓口の混雑が予想されます。時間に余裕をもってお越しください。

## マイナンバーカードの受取方法

申請してから1カ月半程度で受け取りができます。交付準備ができた人には交付通知書を送付しています。書類が足りずに受け取りできない場合が多くありますので、必ず内容を確認してください。

▶受取窓口 市民課のみ

▶受付時間 平日

午前8時30分～午後4時30分

▶持ってくるもの

- ①交付通知書兼照会書
- ②通知カードまたは個人番号通知書
- ③本人確認書類

Aから1点、またはBから2点

※住民基本台帳カードがある人は必ずお持ちください



A顔写真付き身分証	Bその他身分証
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、住民基本台帳カード	健康保険証、介護保険証、年金手帳または年金証書、学生証(割印などされているもの)、子ども医療費受給者証

## ▶カード受取時の注意点

長期で入院中の人や寝たきりなどやむを得ない理由で直接窓口に来ることが困難な人は代理人の受け取りも可能です。必要な書類がありますので、市民課まで事前にお尋ねください。(仕事や学校などの理由は対象となりません)

## マイナンバーカードの休日・時間外窓口を開設しています

▶受取窓口 市民課のみ

- ・電話で予約して来庁してください。
- ・日程など詳しくは、市ホームページや27ページのお知らせカレンダーをご覧ください。



▲市ホームページ

教えてください、おうちのこと

# 令和5年住宅・土地統計調査がはじまります

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎096(248)1813

総務省統計局では、10月1日現在で『令和5年住宅・土地統計調査』を実施します。この調査は、住生活に関する重要な調査で、昭和23年以来5年ごとに行なわれていました。今回の調査では、住宅や建物の実態、土地の保有状況、居住している世帯に関する実態を調査します。それらの現状と推移を、全国だけでなく地域別にも明らかにすることで、住生活に関連する諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

## ▼調査対象

全国 約340万世帯  
市内 約2200世帯

## ▼調査時期

調査は令和5年10月1日現在で実施します。

## 9月上旬

調査員が調査対象となる地域を確認し、居住する各世帯に『調査のお知らせ』を配布します。

## 9月下旬

調査員が調査対象に選ばれた世帯に調査書類を配布します。

## 10月上旬

調査対象に選ばれた世帯は、①インターネット、②郵送、③調査員に提出のどれかの方法で調査に回答します。

インターネット回答がおすすめです  
インターネットでの回答は厳重なセキュリティが施されており、スマートフォン・タブレット端末で都合に合わせていつでも回答可能で便利です。



令和2年国勢調査では、約40%の人がインターネット回答を選んでいました

## ▼調査結果の活用

調査の結果は、住生活基本計画や耐震や防災を中心とした都市計画づくりなど、私たちの暮らしと住まいに関する基礎資料として幅広く利用されます。皆さんのご協力をよろしくお願います。